

京都市上下水道局告示第5号

地方公営企業法第33条の2の規定により水洗便所築造工事資金貸付金償還金及び延滞金の徴収事務の一部を委託することとしましたので、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成25年4月1日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 水田 雅博

1 受託者

京都市右京区梅津萩原町16番地
財団法人京都市上下水道サービス協会

2 委託の範囲

- (1) 償還金及び延滞金の収納
- (2) 前号により収納した償還金及び延滞金の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み
- (3) 納入通知書の配布
- (4) 督促状の配布
- (5) 前各号に付帯する事務

3 委託の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)